

## 龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 この要項においてロゴマークは別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合には、その内容について審査し、適当と認めるときは、龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、ロゴマークの使用を承認するものとする。

2 市長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとし、龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等を後援しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) ロゴマークを使用して意匠権、商標権等の知的財産権を取得するおそれがある場合
- (7) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそ

れがある場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合  
(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条第1項の承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかにその提出を行うこと。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(変更申請等)

第8条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、直ちに龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請について相当と認めるときは龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書（様式第5号）により、相当でないとき認めるときは、龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

(使用の制限)

第9条 市長は、使用者がこの要領に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき、その他市長が適当でないとき認めるときはロゴマークの使用を中止させ、龍ヶ崎市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）により、使用者に通知するものとする。

- 2 市長は、承認を取り消された者に対し、ロゴマークの使用に係る物件の回収を求めることができる。
- 3 市長は、承認の取消に伴って生じた使用者の損害について、損害賠償その他の法律上の責任を負わない。

(責任の制限)

第10条 ロゴマークの使用によって、利用者又は第三者に損害が生じたときは、市は、損害賠償その他の法律上の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年9月1日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに利用したロゴマークに係るこの要項の規定は、同日後もなおその効力を有する

別図（第2条関係）

1 ロゴマーク



色の指定は次のとおりとする



A C30 M40 Y100 K0

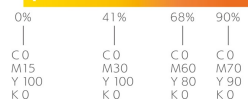
B C97 M16 Y67 K0

C C74 M78 Y6 K0

D C59 M0 Y14 K0

E C15 M20 Y51 K0

F



## 2 ロゴマーク (モノクロ)



色の指定は次のとおりとする

